

## 鳥取市社会福祉協議会表彰及び感謝要綱取扱内規

鳥取市社会福祉協議会（以下「本会」という。）表彰及び感謝要綱第10項1の規定に基づき、本会の表彰及び感謝に関する事項について次のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1 役員及び職員の範囲について

(1) 地区社会福祉協議会役員は地区社会福祉協議会が規程等で定める役員とし、会の運営にあたる者とする。

H21. 10. 28

#### 2 「市内に在住する民間福祉施設（社会福祉法人のみ）における在職期間について

表彰及び感謝要綱第5項の(3)及び(4)に規定する「民間福祉施設役員として9年以上在職した者または19年以上在職した者が該当となるという場合の在職期間については「市内に所在する」施設に在職した期間を通算したものであり、「市外に所在する」施設に在職していた期間は含めないものとする。

H21. 10. 28

#### 3 ボランティア及びボランティア団体について

(1) 食事サービスボランティア、ふれあい・いきいきサロンでの表彰は団体のみであり個人表彰は含めないものとする。

H23. 11. 2

(2) ふれあいデイサービス事業またはミニデイサービス事業についても同等の取り扱いとする。(各地区社協に周知する。)

H23. 11. 2

(3) ボランティア団体に属している個人のボランティアの表彰については、その団体が表彰を終えたあとに行う。

H24. 11. 23

(4) 住所が鳥取市外であっても活動場所が鳥取市内であれば個人ボランティア及びボランティア団体も表彰の対象とする。

H24. 11. 23

(5) 同地区から同種類の推薦がある場合は推薦順位をつける。全体を勘案して審査し、次年度に持込むこともある。

H25. 10. 16

#### 4 高額寄附について

鳥取地域を除く各総合福祉センターは地区社協と按分しているが原則本人が持参した額（10万円以上）とする。

H23. 11. 2

#### 5 永年賛助会員・永年特別賛助会員について

賛助会員及び特別賛助会員が亡くなられて家族が引き継いだ場合、感謝の対象とする。

H23. 11. 2

#### 6 一般寄附について

原則5年以上継続して一般寄附をいただいている方で、合計額が20万円に達した場合に、感謝の対象とする。感謝状贈呈後も継続して寄附をいただいている方についても、同様の取り扱いとする。

H23. 11. 2

7 審査日以降に亡くなられた方については、表彰感謝の対象とする。

H25. 10. 16